

道路法第71条第3項の規定に基づき除却した違反物件を、保管していますので、次のとおり公告します。

平成28年2月19日

京都市長 門川 大作

1 保管した違法物件

名称又は種類	数量
ヤス	3
ビク	4
投網	2
たて網	3
網（持ち手付）	4
釣り道具箱	1
写真プリンター	1
たて網 部材	2

2 違反法令

道路法第32条第1項第7号及び道路法第43条

3 放置されていた場所

京都市上京区梶井町地内（賀茂大橋西側高架下 橋脚及び橋台付近）

4 除却した日

平成28年2月9日

5 保管を始めた日

平成28年2月9日

6 保管場所

橋りょう健全推進課倉庫

7 連絡先

京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課

電話番号 075-222-3561

(建設局土木管理部橋りょう健全推進課)